

主な手当の趣旨・変遷等について

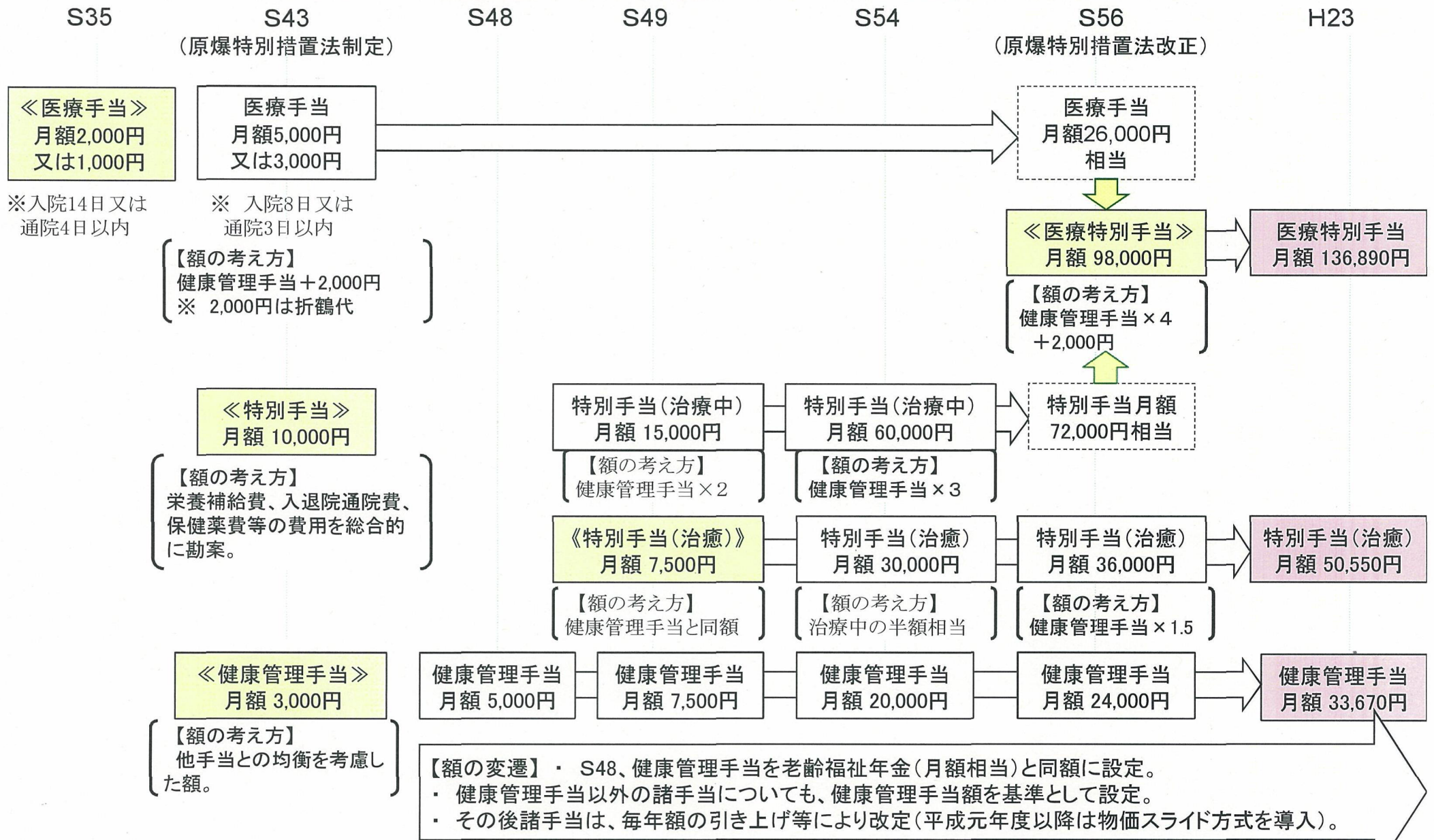
平成23年7月
厚生労働省

現行の主な手当の趣旨及び手当額設定の考え方

手当名	平成23年度 支給額 (単位：円)	支給対象者	手当の趣旨	手当額改定の 当初の考え方
医療特別 手当 S56～	月額 136,890円	原子爆弾の放射線を原因とする負傷又は疾病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた被爆者で、現に当該負傷又は疾病の状態にある者	入通院費雑費のほか原爆症に罹っているために余儀なくされている <u>栄養補給等の特別の出費を補う</u> とともに、 <u>精神を慰安し、医療効果の向上を図ることにより、生活の安定に資する。</u>	健康管理手当×4 +2,000円 (現在は物価スライド方式)
特別手当 S56～	月額 50,550円	原子爆弾の放射線を原因とする負傷又は疾病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた被爆者で、当該負傷又は疾病が治癒した者	原爆症の再発防止のため <u>保健上特に配慮することにより、生活の安定に資する。</u>	健康管理手当 × 1.5 (同上)
健康管理 手当 S43～	月額 33,670円	循環器機能障害、運動器機能障害、視機能障害、造血機能障害、肝臓機能障害等11障害のいずれかを伴う病気に罹っている被爆者	放射線との関連性を完全に否定しきれない疾病に罹っているため <u>日常十分に健康上の注意を行う必要がある</u> 、そのために必要な出費に充てる。	老齢福祉年金×1 (同上)
保健手当 S50～ (増額) S56～	月額 16,880円 月額 33,670円	2 km以内で被爆した者と、当時その者の胎児であった者 身障者手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある被爆者及び独居老人被爆者	放射線被曝の程度が大きく、日常生活において、 <u>健康増進に配慮する必要がある</u> 、そのために必要な出費に充てる。	健康管理手当×0.5 (同上) 健康管理手当×1 (同上)

(注) 医療特別手当は、旧医療手当及び旧特別手当を合算したものである。
上記手当間相互の併給はできないこととなっている。

医療特別手当と健康管理手当の額の根拠と変遷

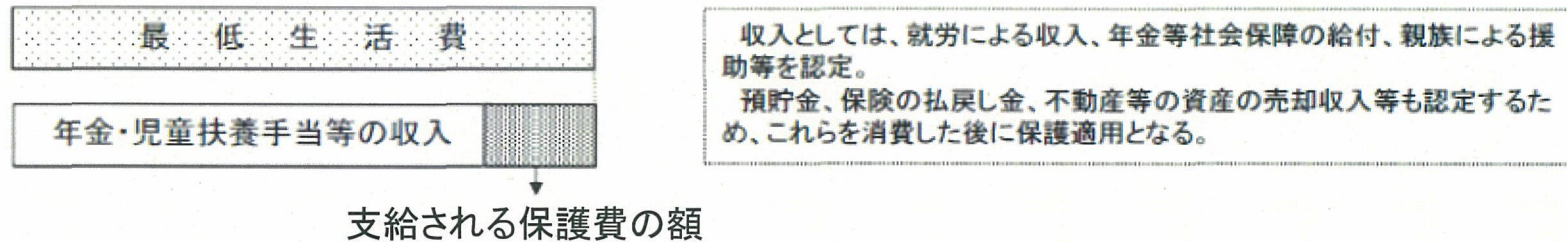


生活保護基準の状況について

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。

(以下、H23.4.19社会保障審議会生活保護基準部会資料より抜粋)

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



生活保護基準の内容

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	"
葬祭費用	葬祭扶助	"

○最低生活保障水準の具体的事例(平成23年度)

◇ 生活扶助基準額

(平成23年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

(東京都区部の場合：単身世帯の上限 月額53,700円、複数世帯の上限 月額69,800円)

※ 1級地：大都市及びその周辺市町、2級地：県庁所在地をはじめとする中都市、
3級地：その他の市町村